

証号第153号甲

！ 東電役員に 13兆円の 支払いを命ず

決裁判訴代表主株東電

結村・木一・海渡・河合

之弘合河

に必要な措置を講ずるよう指示等をすべき会社に対する善管注意義務を負う旨を判令しています。

これは、商事部として会社の経営判断を扱うことの多い東京地裁民事八部ならではの視点だと思えます。経済産業省の東京電力改革・IT問題委員会による「東電改革提言」によると福島第一原発事故によって東電の負う賠償費用等が二兆円にのぼると見積もられており、東電は企業としての存続の危機に直面しています。取締役としては、企業の存続の危機に陥りかねない事故を防止するための義務を負うのは当然だといえます。

⑤ 善管注意義務違反についての判断枠組み

以上から、本判決は、原発事業者の取締役であった被告らが、最新の科学的、専門技術的知見にもとづく津波によって福島第一原発が過酷事故を起こすおそれを認識し、または認識し得た場合に、その津波による過酷事故を防止するために必要な措置を講ずるよう指示等をしなかったと評価できるときには、善管注意義務違反があったと認められるという判断枠組みを提示しました。

2

原発事故の被害についての主張立証

原告らは、原発事業者の取締役らが原発の安全確保について高度な注意義務を負うことを裁判官に

理解してもらうためには、原発事故による被害を知ってもらうことが重要であると考え、原発事故による被害について主張立証を重ねました。

福島第一原発事故の数十年前から、国内外で原発事故は甚大で深刻な被害をもたらすことが予測されていました。さらに一九八六年に起きたチェルノブイリ原発事故では、実際に放出された放射性物質が人々を被ばくさせ、広範囲の地域を人の住めない地域としました。つまり、福島第一原発事故前にすでに、原発事業者の経営陣は、原発の安全確保について極めて高度な注意義務を負っていたことを主張立証しています。

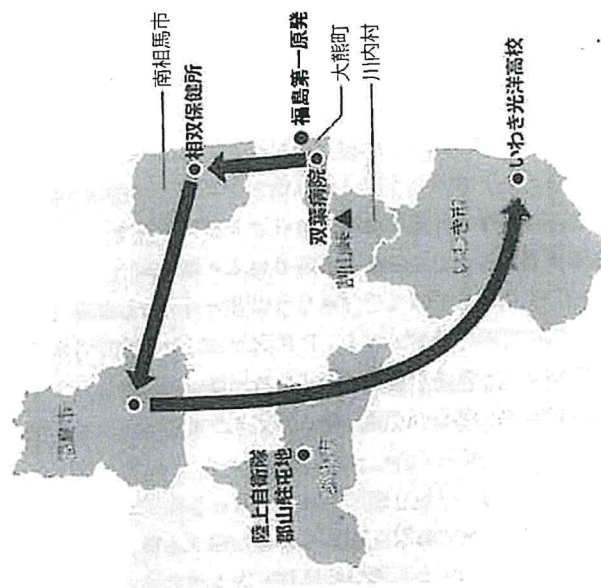
加えて、福島第一原発事故によって生じた甚大な被害についても主張立証しました。

本判決では被害について触れられてはいませんが、これらの主張立証が上記の歴史的判令部分を導く根拠となったのではないかと思います。主な主張立証を振り返ります。

① 双葉病院事件——避難の過程で命を奪われた

双葉病院事件は、福島第一原発事故からの避難の過程で、入院患者ら四四名もの命が奪われてしまった事件です。

双葉病院事件の詳細は、東電元役員らの強制起訴事件で明らかになりました。東電株主代表訴訟では、強制起訴事件で取り調べられた双葉病院の看護部部長、ケアマネジャー等の証言や、自衛隊員等の供述調書を取り寄せることができ、証拠として提出しました。



出所：福島原発訴訟・福島原発刑事訴訟被告団が国会事故調報告書記載の遺囑経路をもとに作成

以下、明らかになった双葉病院事件について述べてみます。

双葉病院は、福島第一原発から南西に約四・五キロの至近距離に位置し、二〇一一年三月一日の時点では寝たきり状態の高齢患者ら三三八人が入院し、隣接する系列の介護老人保健施設「ドーヴィル双葉」にも入所者が九八人いました。

三月一二日早朝に原発の半径一〇キロ圏内に避難指示が出され、午後二時頃から、双葉病院の入院患者のうち二〇九人がバスに乗せられ避難しました（第一陣避難）。その余の患者一二九名とドクターズ・ル・双葉の入所者九八名が取り残されたままでした。

三月二二日午後三時頃に自衛隊は双葉病院に残された患者らの救出のために郡山駐屯地を出発したものの、午後三時三〇分頃に1号機が爆発したため、タイベックスーツなどの放射線防護の装備が必要となり、駐屯地へ戻らざるを得ませんでした。

二月一四日午前〇時頃によりやく放射線防護を整えた自衛隊が郡山駐屯地を出発し、午前四時頃に双葉病院に到着しました。午前一時三〇分頃までには患者らを乗せたバスを相双保健所へ向けて出発させました（第二陣避難）。双葉病院には寝たきり患者ばかりで福島県が用意したバスに全員を乗せることができませんでした。

第二陣の避難で出発したバスは、普段なら三〇分ほどで到着するところを約一時間三〇分もかかって、正午頃に相双保健所に着きました。保健所に到着後、原発事故の混乱で行先が決まらず、農着らはバスに乗ったまま待機していました。午後三時頃にいわき光洋高校へ移動することになり、出発し

ました。

3号機が爆発したこともあり福島第一原発に近い海岸沿いの道路を通ることはできず、福島市へ出て高速道路を使って高校へ向かい、午後八時頃に高校へ到着しました。約九時間三〇分、二〇〇キロ以上にわたる避難でした。

患者らは、寝たきりで、三〇分ほどの短時間の移動想定で点滴を外されてバスに乘せられていましたが、結局一〇時間もの間、食べたり飲んだりできず、排せつのケアも受けられませんでした。バス車内で三人が死亡し、高校に到着した日の翌日に一人が死亡しました。

病院に残った職員は、患者らのケアを続けていました。職員が仮眠をしていたところ、急に警察官にたたき起こされ、車に乗せられ、峠付近まで避難させられました。警察が、自衛隊が荷台のようなものを置いて急にいなくなったことに気付いての緊急の避難でした。

三月一五日の午前一時半ころに自衛隊が双葉病院へ向けて出発し、午前九時頃に救出活動を開始しました。第三陣避難です。

自衛官の供述調書によると、救助作業中に「線量計（累積線量が1μSv上がることに音が鳴る）の音が鳴る間隔がどんどん短くなり、放射線の塊が近づいてくるような感覚」、「随行していた若い医官が『もうだめだ。逃げる』などと叫び始めた」という衝撃的な状況が明らかになりました。

結局、四〇名ほどを救出したところで線量が限界に近づき、救助活動を中断せざるを得なくなりま

した。

三月一五日に救出活動が再開され、午前一時半には七名が救助されました（第四陣避難）。作業に当たった自衛官の調査によれば、部下に指示して病院内を確認したところ、ほかに患者がいなしとの報告だったので、スクリーニングを受けるため二本松市に向かいました。しかし、その後別棟に三五人の患者が残されていることがわかり、再び病院に戻り、一五日の深夜までかかって残りの三五名の救助が行われました（第五陣避難）。

避難と救助が困難となった原因は、いずれも原発事故で放出された放射性物質にあります。原発事故さえなければ病院で家族に囲まれながら静かな最期を迎えられた患者らが、放射性物質によつて救出や避難が妨げられ、命を奪われてしまったのです。

② 語り部の悲劇——被曝を避けるために中止された救助活動

福島県相馬郡浪江町にある語り部の浜（福島第一原発の北側、直線で約七キロ）の沿岸地域には二〇一一年三月一日の一五時三〇分過ぎに、巨大な津波が押し寄せました。

沿岸地域は壊滅的被害を受け、それまでの漁村や一面に広がっていた田畑の風景が一変し、ほとんど何も無い、がれきが散乱する風景と変わってしまいました。

その日のうちに、津波が押し寄せた翌朝に津波被害者の救助活動をするとは、決定していました。救助活動の事前準備のために浜を回った消防団員は、多くの津波被害者の助けを呼ぶ声を聴いていま

◎編者

河合 弘之 (東電株主代表訴訟弁護団・団長)

海渡 雄一 (東電株主代表訴訟弁護団)

木村 結 (東電株主代表訴訟原告団・代表)

◎著者

只野 靖 (東電株主代表訴訟弁護団)

甫守 一樹 (東電株主代表訴訟弁護団)

大河 陽子 (東電株主代表訴訟弁護団)

北村 賢二郎 (東電株主代表訴訟弁護団)

東電役員に 13兆円の

支払いを命ず!

——東電株主代表訴訟判決

2022年10月25日 初版第1刷発行

編著者——河合弘之・海渡雄一・
木村 結

発行者——木内洋育

発行所——株式会社旬報社

〒162-0041

東京都新宿区早稲田鶴巻町544

電話 03-5579-8973

FAX 03-5579-8975

ホームページ <https://www.junposha.com/>

装丁・DTP aTELia

印刷・製本

中央印刷株式会社

©Hiroyuki Kawai, Yuichi Kaida, Yui Kimura 2022. Printed in Japan
ISBN978-4-9611770-9

本書の無断転載・複写・複製を禁じます。

ご協力のお願い

カンパのお願い

東電株主代表訴訟では、みなさまにカンパをお願いしています。裁判には、多額の費用がかかります。みなさまからのカンパは、書面の印刷代、書面提出の郵送料、情報公開請求費用などとして、活用いたします。みなさまのご支援をお願いいたします。

郵便振替口座

郵便局口座：00140-3-633169「東電株主代表訴訟」

銀行口座

城南信用金庫 新橋支店 (普通) 480782「東電株主代表訴訟」

三菱UFJ銀行 多摩センター支店 (普通) 0229479「東電株主代表訴訟」

ゆうちょ銀行 019 (ゼロイチキョウ) 店 (当座) 0633169「東電株主代表訴訟」(トウデンカンパヌスダイヒョウソウショウ)

傍聴のお願い

口頭弁論期日の傍聴をお願いいたします。多くの方に傍聴に来ていただき、この訴訟の社会的関心の高さを示すとともに、未だ福島第一原発「事件」の被害は続いていることを裁判所に対してもアピールできればと思います。周りの方にもお誘いのうえ、ぜひご参加ください。



東電株主代表訴訟ウェブサイト

<https://tepcodaihyosho.jimdosite.com>